

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に  
関する調査研究」

—符号付番に係る初期突合の既存業務への影響調査報告書—

平成25年3月29日

# 目次

<b>1</b>	<b>本報告の趣旨</b> .....	<b>3</b>
(1)	概要 .....	3
(2)	制約事項 .....	4
<b>2</b>	<b>符号の付番に係る対応</b> .....	<b>5</b>
(1)	符号の取得にあたり必要となる対応の整理 .....	5
(2)	個人番号・符号の取得を行わない機関 .....	11
<b>3</b>	<b>対応の詳細検討</b> .....	<b>12</b>
(1)	個人番号の取得及び突合 .....	12
(2)	重複する個人データの整理（データ・クレンジング） .....	16
(3)	符号取得を行うシステム環境の整備 .....	25
(4)	符号の取得及び突合 .....	36
(5)	情報連携開始までの運用 .....	41
(6)	符号の再取得 .....	47

本報告で使用する用語を以下に示す。

用語	説明
番号法案	正式名称「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を指す。 (本報告で、特に明示しない条項号は、新法案の条項号とする。)
個人番号	番号法案に基づき個人に付番される「個人番号」を指す(第2条第5項)。
個人情報	個人番号と紐付いて扱われる個人情報を指す(第2条第3項)。
個人情報ファイル	個人情報をその内容に含む個人情報データベース等を指す(第2条第4項)。
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報を指す(第2条第8項)。
情報提供ネットワークシステム	特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織で総務大臣が設置、管理するものを指す(第2条第14項)。
符号	社会保障・税番号大綱(平成23年6月30日)において、個人を特定するための情報提供ネットワークシステム等及び情報保有機関のみで用いることとされている「符号」を指す。
中間サーバー	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間とりまとめ)第3節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」において、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)(以下、「IFシステム」という。)と既存業務システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うものを指す。

用語	説明
住民	「日本の国籍を有する者のうちその地方公共団体の区域内に住所を有する者」及び「日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げるものであってその地方公共団体の区域内に住所を有する者」を指す。
住登外者	「その地方公共団体の住民ではないが、当該地方公共団体の課税又はサービス提供対象者として当該地方公共団体が把握している者」を指す。
既存システム (既存業務システム)	個人情報を保有し、中間サーバーを介して外部機関へ情報提供する元となる各情報保有機関の基幹システム、システム共通基盤等を指す。
住基システム	市町村で住民票に記載される事項を記録し、住民基本台帳法に基づく事務処理を行うシステムを指す。
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステムを指す。
宛名管理システム	地方公共団体で事務処理上必要となる宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行うシステムを指す。
宛名番号	地方公共団体において、宛名管理システムで、個人又は法人（事業所等）を識別するために付番されている番号を指す。
課税管理システム	地方税に係る課税システム全体を指す。
収納管理システム	地方公共団体で納税義務者に賦課される各税の納付状況を管理し、納税義務者への納付書の発行、証明書発行、期日までに納付されない者に対するの督促・催告、会計を管理するための各種資料の発行等の事務を行うシステムを指す。
滞納管理システム	地方公共団体で収納管理システムの徴収簿等を基に、滞納整理に必要な情報を滞納整理簿等の形式で管理し、各滞納処分の事務等を行うシステムを指す。
収滞納管理システム	収納管理と滞納管理を行うシステムを指す。
地方税システム	地方税に係る地方公共団体職員が利用する「課税管理システム」「収滞納管理システム」を指す。
社会保障システム	地方公共団体職員が利用する、「国民年金システム」「国民健康保険システム」「後期高齢者医療システム」「障害者福祉システム」「児童手当システム」「児童扶養手当システム」「特別児童扶養手当システム」「保育所保育料システム」「生活保護システム」「介護保険システム」「予防接種管理システム」等の社会保障分野の業務システムを指す。

# 1 本報告の趣旨

## (1) 概要

社会保障・税に関わる番号制度（以下、「番号制度」という。）の導入により、番号法案別表第二に規定される情報提供者及び情報照会者となる機関（以下、「情報保有機関」という。）においては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携（以下、「情報連携」という。）が実現されることになる。

情報連携は、番号法の施行（個人番号の利用開始）から一定の準備期間を経て開始されることが想定されているため、情報保有機関においては、情報提供ネットワークシステムから払い出される「符号」に紐付けて「中間サーバー」で個人情報等を保有・管理するための対応が必要となる。

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」（以下、「本調査研究」という。）においては、「符号付番に係る初期突合の既存業務への影響調査報告書」（以下、「本報告」とする。）として、符号の取得にあたり必要な対応を整理し、地方公共団体（市町村（特別区を含む）（以下、「市町村」という。）及び都道府県）をはじめとする情報保有機関が符号の取得に係る作業を円滑に実施するための対応について検討する。

なお、地方公共団体の符号取得については「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間とりまとめ）」（平成24年9月 総務省（以下、「ガイドライン」という。））で示されているため、本報告は、ガイドラインの内容を前提とした、より具体的な検討を行う。

## **(2) 制約事項**

番号法案及び関連法案は現時点で未成立であり、今後の法制化、法案審議後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、記載内容に変更が生じる可能性や、別途のシステム改修等の検討が必要となる可能性がある。

## 2 符号の付番に係る対応

### (1) 符号の取得にあたり必要となる対応の整理

#### (番号制度導入にあたり必要となる対応の全体像)

番号制度導入にあたり、情報保有機関においては以下の対応が必要になると想定される。

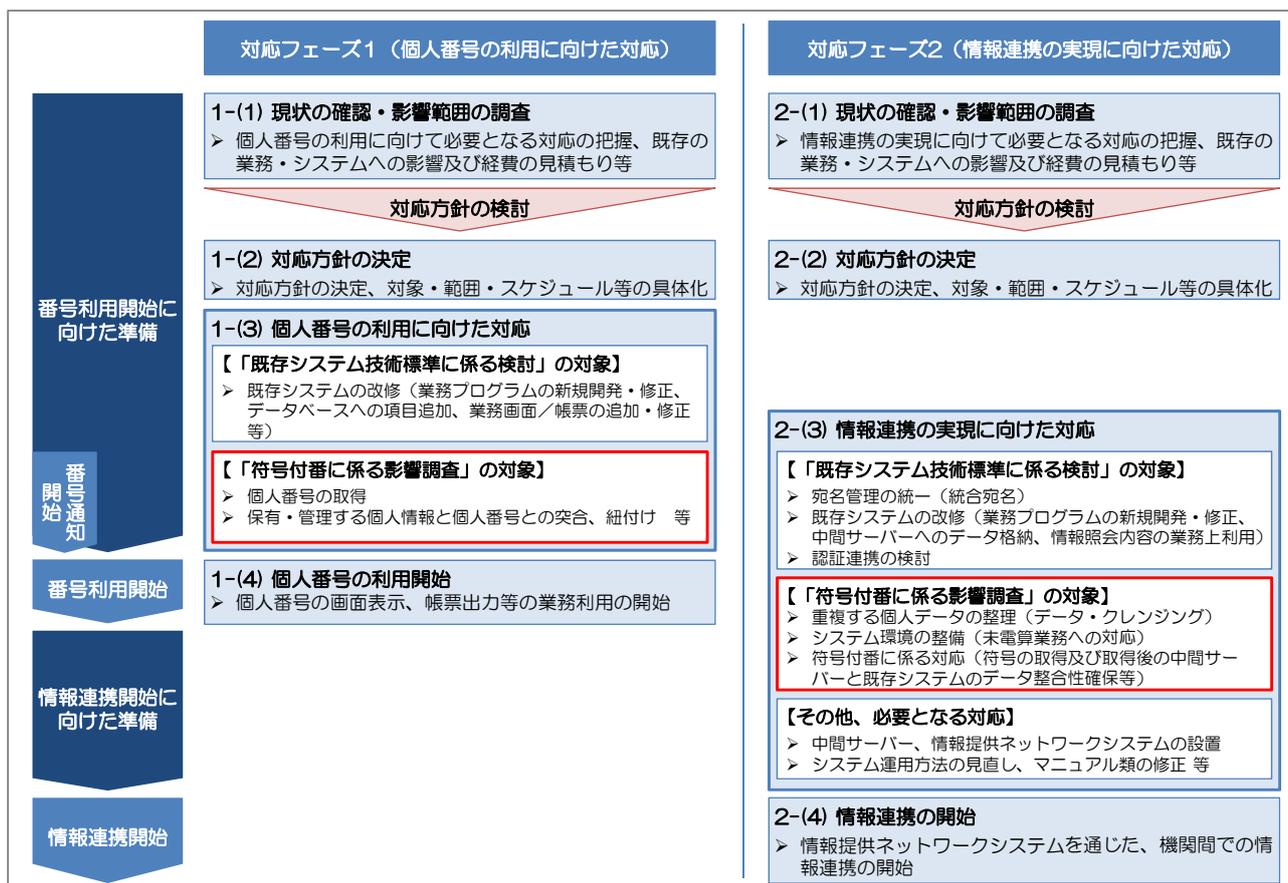


図 2-1-1 番号制度導入にあたり必要となる対応の整理(プロセスフロー)

### (符号取得のプロセスフロー)

前段の整理結果を踏まえ、情報保有機関における符号取得のプロセスフローを以下に整理する。

表 2-1-1 符号取得のプロセスフロー(一覧)

項番	段階	手続き内容	手続き開始時点における前提
1	符号取得に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存システム（住基システム等）において、<u>個人番号</u>を取得（付番）する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存業務・システムにおいて、個人番号の利用開始（対応フェーズ1）に向けたシステム改修等の対応がなされていること。</li> </ul>
2		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存システム（宛名管理システム等）において、取得した<u>個人番号</u>と<u>宛名番号</u>を紐付けて保有・管理する。</li> </ul>	
3	符号取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名管理システムにおいて、符号取得の対象となる個人の<u>宛名番号</u>を抽出する。</li> <li>抽出した<u>宛名番号</u>を基に、I Fシステムに対し、中間サーバーを経由して<u>処理通番</u>の発番要求を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存業務・システムにおいて、情報連携の実現（対応フェーズ2）に向けたシステム化対応がなされていること（後述）。</li> <li>符号取得を行うシステム環境が整備されていること（後述）。</li> </ul>
4		<ul style="list-style-type: none"> <li>I Fシステムにおいて、宛名管理システムの要求に基づいて<u>処理通番</u>を発番する。</li> <li>中間サーバーにおいて、発番された<u>処理通番</u>と<u>宛名番号</u>を紐付けて保存する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名管理システム（統合宛名管理システム）の個人データのうち、符号取得対象となる個人データに重複が存在しないこと。</li> <li>中間サーバー及びI Fシステムが設置されていること。</li> </ul>
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーは、紐付けられた<u>処理通番</u>と<u>宛名番号</u>を宛名管理システムに格納する。</li> </ul>	
6		<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名管理システムにおいて、取得した<u>処理通番</u>及び<u>宛名番号</u>に紐付く<u>個人番号</u>を基に、<u>符号</u>の取得要求を行う。</li> </ul>	
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>住基ネットにおいて、符号の取得要求を受け、住民票コードを情報提供ネットワークシステム（コアシステム）（以下、「コアシステム」という。）に送付する。</li> </ul>	

項番	段階	手続き内容	手続き開始時点における前提
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーにおいて、コアシステムから、I Fシステムを経由して符号及び処理通番を取得する。</li> <li>取得した符号を、符号に紐付く処理通番と、項番 5 にて格納した宛名番号に紐付く処理通番を突合し、取得した符号を宛名番号に紐付けて中間サーバーのデータベースに格納する。格納後、処理通番は削除される。</li> </ul>	

上記の「表 2-1-1 符号取得のプロセスフロー（一覧）」における、処理通番及び各プロセスにおける符号取得対象者を特定する番号との関連イメージを以下に示す。

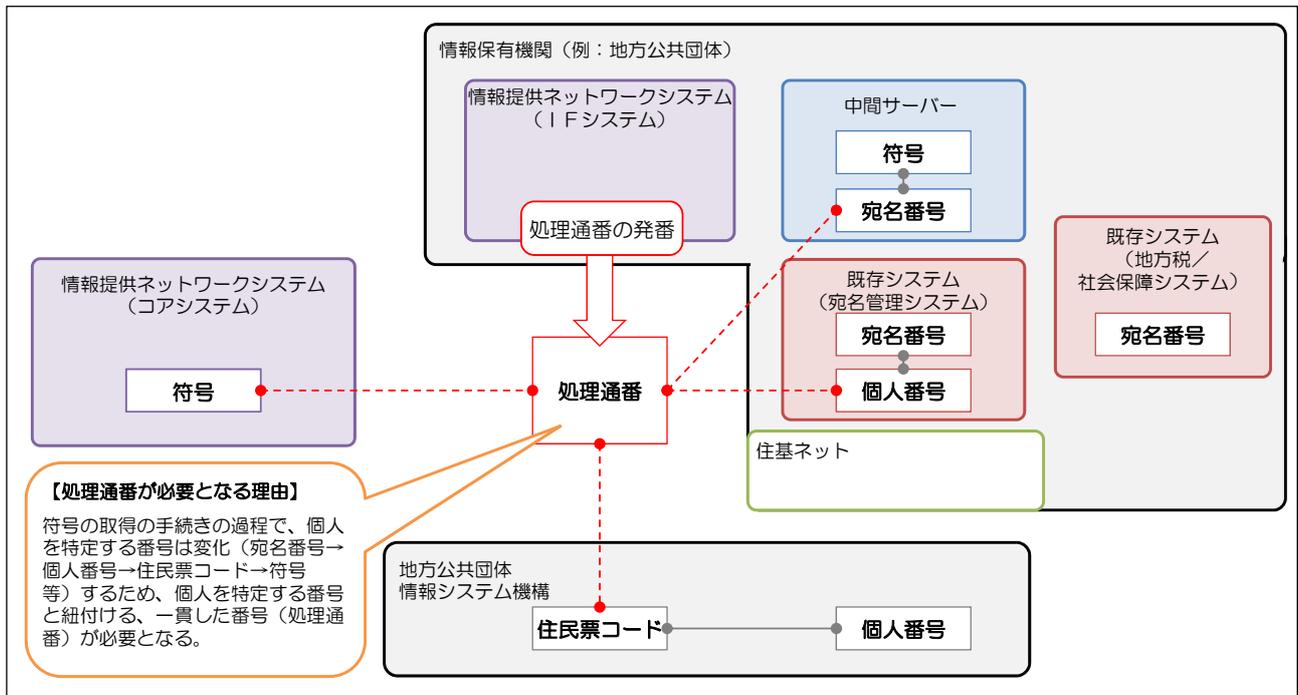


図 2-1-2 処理通番と符号取得対象者を特定する番号との関連（イメージ）

### (本報告における検討対象)

本報告では、「図 2-1-1 番号制度導入にあたり必要となる対応の整理（プロセスフロー）」及び「表 2-1-1 符号取得のプロセスフロー（一覧）」の整理結果を踏まえて、符号の付番に係る対応について検討する。

具体的には、「個人番号の取得及び宛名番号との紐付け」、「重複する個人データの整理」、「符号取得を行うシステム環境の整備」、「符号の取得及び突合」、「情報連携開始までの運用」、「符号の再取得」に向けた対応について検討する。

**表 2-1-2 本報告における検討対象（一覧）**

項番	検討対象	タイミング
1	個人番号の取得及び宛名番号との紐付け	符号取得前
2	重複する個人データの整理（データ・クレンジング）	
3	符号取得を行うシステム環境の整備	
4	符号の取得及び突合	符号取得時
5	情報連携開始までの運用	符号取得後
6	符号の再取得	

## ア 個人番号の取得及び宛名番号との紐付け

符号の取得は、原則として「個人番号」を用いて行うこととなるため、情報保有機関においては、符号取得の前提として、個人番号が必要になる。

また、個人番号の取得の前提として、機関内で管理する個人の基本情報（基本4情報）が必要になる。

## イ 重複する個人データの整理（データ・クレンジング）

符号取得対象者（住登外者を含む）の抽出は、既存システム、特に宛名管理システムを通じて行われることになるが、円滑な符号取得や符号による情報連携のためには、ガイドラインのとおり、符号取得の対象となる個人データの宛名管理（住登外管理を含む）は、重複がないよう整理されていることが原則的な取扱いとなる。

符号取得の対象となる者は、情報提供／照会の対象となる個人であり、その具体的な範囲については、今後の府省の検討内容を踏まえる必要がある。

なお、ガイドラインでは、地方税分野について、市町村の住登外者のうち、個人住民税の情報提供の対象となる者（地方税法第294条第3項通知対象者など）については情報提供開始までに符号の取得が必要とする一方、その他の市町村の住登外者や都道府県の住民については、個人番号の初期突合については費用対効果を検証して対応するとともに、他の機関への情報照会を行う場合に符号の取得が必要となる旨が示されている。

このように、データ・クレンジングの検討にあたっては、既存業務システムで管理する全ての市町村の住登外者や都道府県の住民で符号の取得が求められるものではないことに留意する。

## ウ 符号取得を行うシステム環境の整備

情報保有機関においては、符号取得を行うためのシステム環境が整備される必要がある。

現行、番号法案別表第二において情報連携の対象とされる事務によってはシステム化の有無に差があるが、現行でシステム化がなされていない業務についても、符号取得を行うためのシステム環境の整備に向けた対応を行う必要がある。

## エ 符号の取得及び突合

符号の取得及び突合は、情報連携開始前（符号初期取得時）に一斉に行う場合と、情報連携開始後に適宜行う場合とで対応が異なるため、それぞれの相違点を整理し、対応等を具体例を含めて記載する。

## オ 情報連携開始までの運用

符号取得開始から情報連携の開始までは一定程度の準備期間が確保されることが想定されるため、当該準備期間は中間サーバーと既存システムのデータの整合性確保に配慮した運用が必要になる。

## カ 符号の再取得

情報保有機関の統廃合等により機関コード（情報照会者を一意に特定するコードで、情報提供ネットワークシステムの管理者等により規定される想定）が変更となる場合や、暗号危殆化等の理由により符号が変更される場合は、符号の再取得に係る対応が必要になる。

## (2) 個人番号・符号の取得を行わない機関

個人を特定するための情報（個人番号、基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）等）を機関内で管理していない等の理由により、符号取得が行えない情報保有機関が存在する。

このような機関については、情報連携開始時に情報提供／照会を行えない懸念があり、機関固有の事情を踏まえて、その性質に応じた個別具体的な対応が必要となる。

そのため、本報告においては、同機関については検討の対象外とする。

### 3 対応の詳細検討

本章では、前章において整理した、情報保有機関における対応の詳細について個別に検討する。

#### (1) 個人番号の取得及び突合

##### (概要)

ガイドラインによれば、符号の取得は、原則として「個人番号」を用いて行うこととなる。

符号の取得は、原則として「個人番号」を用いて行うこととなるため、情報保有機関においては、符号取得の前提として、個人番号が必要になる。

また、個人番号の取得の前提として、機関内で管理する個人の基本情報（基本4情報）が必要になる。

ただし、基本情報（基本4情報）の整備は、現状の「基本4情報の保有状況」や、「住基ネットの利用可否」等により、情報保有機関で差があると推察される。

特に、現状の「基本4情報の保有状況」や、「住基ネットの利用可否」等により、個人番号を取得する際の突合の精度が低くなることが想定される機関においては、突合の精度向上に向けた対応（基本4情報の整備等）が必要となると考えられることから、本節においてその対応等を具体例を含めて記載する。

#### ア 個人番号の取得・突合のプロセス

個人番号は、地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）において、市町村からの住民票コードの通知及び個人番号の生成の求めに基づき、当該住民票コードを変換することにより生成され、通知元の市町村に対して通知されるものである（番号法案第8条第1項、第2項）。

そのため、市町村における住民の個人番号については、個人番号の通知開始から個人番号利用開始までに受領され、住民票コードで突合され、支障なく住基システムで保有・管理されることになる。

また、番号利用開始後は、住民基本台帳法に基づいてなされる届出（出生等）により、個人番号が付番される。

一方で、市町村の住登外者や、都道府県、国の機関、民間機関等の情報保有機関において管理する者の個人番号については、①個人番号の利用開始後に、個人（本人）からの告知又は、各業務の申請・届出により個人番号を取得する場合や、②対象者を既存システム（宛名管理システム等）から抽出し、住基ネットを用いた基本情報（基本4情報）による突合結果から取得することが想定される。

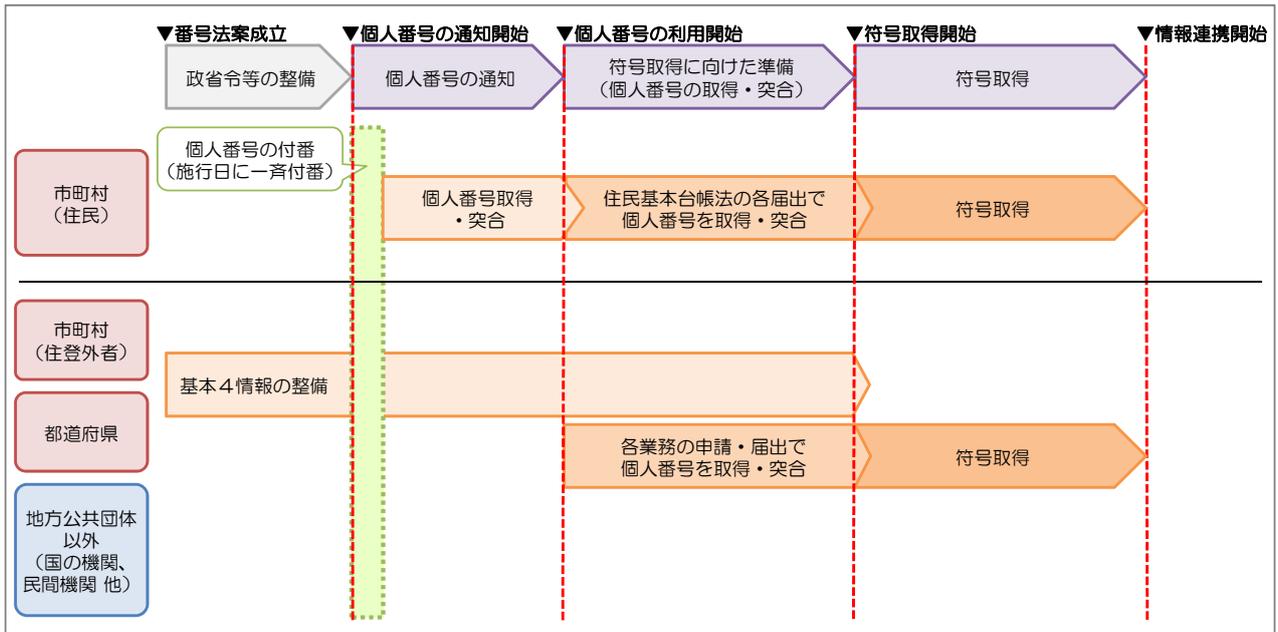


図 3-1-1 個人番号の取得・突合のプロセス

## イ 個人番号の取得・突合に向けた対応

「ア 個人番号の取得・突合のプロセス」のとおり、個人番号については、①個人番号の利用開始後に、個人（本人）からの告知又は、各業務の申請・届出により個人番号を取得する場合や、②対象者を既存システム（宛名管理システム等）から抽出し、住基ネットを用いた基本情報（基本4情報）による突合結果から取得することが想定されるが、②の方法による場合には、現状の「基本4情報の保有状況」や「住基ネットの利用可否」等により、個人番号を取得する際の突合の精度が、情報保有機関によって異なることが想定される。

表 3-1-1 個人番号の取得・突合に向けて必要となる対応の整理（観点）

項番	観点	内容	備考
1	基本4情報の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本4情報のうち、いくつかの情報を保有しているかということ。</li> <li>※現状の「基本4情報の保有状況」は情報保有機関で差がある。</li> <li>※基本4情報が整備されていない（突合キーが少ない）場合、突合されずにエラーとなる対象が多くなることが想定される。</li> </ul>	
2	住基ネットの利用可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>住基ネットと接続しているか、又は住基ネットと接続するサーバを保有しているかということ。</li> <li>※情報保有機関が住民基本台帳別表に記載されており、住基ネットが利用可か否かで差がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住基ネットは、住民基本台帳法別表第一から第五に規定のある、機関及び当該機関が執行する事務に関する用途でのみ利用が可能となっている。</li> <li>番号制度導入に伴う住民基本台帳法の改正により、住基ネットの利用可能な機関及び事務の範囲が拡大される予定である。</li> </ul>

上記の要素の組み合わせごとに、各情報保有機関において必要となる対応を、以下に整理する。

表 3-1-2 個人番号の取得・突合に向けて必要となる対応の整理（パターン別）

パターン	基本4情報の保有状況	住基ネットの利用可否	必要となる対応	該当する情報保有機関と対象者
1	保有	可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号の取得にあたり、特別な対応は要しない。 (ガイドラインに準拠した対応を実施する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村における住民</li> </ul>
2	保有又は一部保有 (突合キーが少ない)	可能 (現行で設置あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務における申請・届出において、基本4情報の整備を強化する(現行、氏名・住所の2情報の記載しか求めている様式等を、基本4情報を記載させるよう変更する等)。</li> <li>住基ネットを利用して、基本4情報の整備を行う(情報保有機関内で管理する基本情報をキーとして住基ネットを検索し、基本4情報を取得する)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村における住登外者</li> <li>都道府県</li> <li>上記のほか、現行、住基ネットの利用が可能な機関(部局) ※既に住基ネットへの接続サーバ・端末を設置している機関(部局)</li> </ul>
3	保有又は一部保有 (突合キーが少ない)	可能 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務における申請・届出において、基本4情報の整備を強化する(同上)。</li> <li>住基ネットへの接続サーバ・端末を設置する。</li> <li>住基ネットを利用して、基本4情報を整備する(同上)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号制度導入に伴う住民基本台帳法の改正により、新たに住基ネットの利用が可能となる機関(部局)等</li> </ul>
4	保有又は一部保有 (突合キーが少ない)	不可	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>当該機関における個人番号の取得及び突合には課題がある</u> (「2(2) 個人番号・符号の取得を行わない機関」を参照)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の国等の機関(省庁)等</li> </ul>

## (2) 重複する個人データの整理（データ・クレンジング）

### （概要）

（本節では、主に「地方公共団体（都道府県、市町村）」を対象とした検討を行う。）

符号取得対象者（住登外者を含む）の抽出は、既存システム、特に宛名管理システムを通じて行われることになる。

円滑な符号取得や符号による情報連携の実現のためには、ガイドラインのとおり、宛名管理（住登外管理を含む）は、重複がないよう整理されていることが原則的な取扱いとなる。

一方で、現行、多くの市町村において、住登外管理のデータベースを中心に個人データの重複が発生しており、また、運用上一定程度の重複が発生することは避けられないことが、アンケート及びヒアリング調査結果から判明している。

市町村においては、符号の取得が必要となる者について、重複する個人データの整理（データ・クレンジング）を実施し、また、宛名管理のデータベースの重複を抑えられるような宛名管理システムと中間サーバーとの連携の仕組みの構築に向けた対応が必要となるため、本節においてその対応等を具体例を含めて記載する。

符号取得の対象となる者は、情報提供／照会の対象となる個人であり、その具体的な範囲については、今後の府省の検討内容を踏まえる必要がある。

なお、ガイドラインでは、地方税分野について、市町村の住登外者のうち、個人住民税の情報提供の対象となる者（地方税法第294条第3項通知対象者など）については情報提供開始までに符号の取得が必要とする一方、その他の市町村の住登外者や都道府県の住民については、個人番号の初期突合については費用対効果を検証して対応するとともに、他の機関への情報照会を行う場合に符号の取得が必要となる旨が示されている。

このように、データ・クレンジングの検討にあたっては、既存業務システムで管理する全ての市町村の住登外者や都道府県の住民で符号の取得が求められるものではないことに留意する。

## ア 現状の確認

住登外管理における個人データの重複（これに伴う宛名管理システムのデータ重複を含む）は、以下の事由により発生すると考えられる。

**表 3-2-1 住登外管理におけるデータ重複の発生事由①（アンケート調査結果）**

項番	事由
1	• 住民の転出等があった（除票処理）者のデータを住登外個人データベースに登録しているため、住登外管理されている者のデータの蓄積数が増加する。
2	• 元々ある市町村の住登外管理がなされる者が、別の市町村から転入すると、ある市町村の住基システムのデータベースと住登外管理される者の個人データベースでデータが重複するため、これに伴い宛名管理データベースで重複が発生する。

上記については、いずれもアンケート調査結果において、地方公共団体の実態として確認された。

また、ヒアリング調査結果等からは、以下の事由にもよることが確認された。

**表 3-2-2 住登外管理におけるデータ重複の発生事由②（ヒアリング調査結果）**

項番	事由
1	• 課税管理システムが税目別個別システムである場合は、宛名管理や住登外管理が税目別個別になされ、これに伴い宛名管理データベースで重複が発生する。
2	• 既存システムが分野ごとにマルチベンダであるため、既存システムが分野ごとに宛名管理や住登外管理がなされ、これに伴い宛名管理データベースで重複が発生する。
3	• 一度作成された宛名管理、住登外管理の個人データは、連携するサブシステムで業務・システムで利用されているため、データベースの整理は十分慎重に行う必要がある。

以下、アンケート調査結果を確認する。

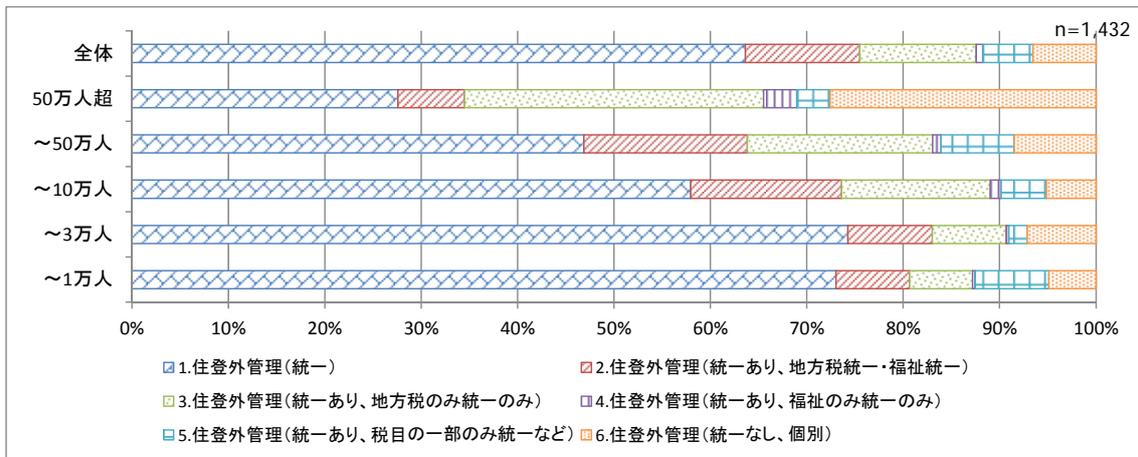
### (住登外管理の統一性)

クロス集計結果を見ると、50万人以下の規模の市町村において、住登外管理が統一されていると回答した団体割合が6割を超える一方、50万人超規模の市町村においては約3割であった。

地方公共団体規模が大きくなるにつれて、住登外管理の統一性は低くなっている。

(設問 109) 貴団体の住登外管理の統一性は、次のうちどれに該当しますか。

最も近いものを回答してください。



住登外の者のデータを管理する必要のある業務・システムの回答数	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.住登外管理(統一)	268	271	259	105	8	911
2.住登外管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)	28	32	70	38	2	170
3.住登外管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)	24	28	69	43	9	173
4.住登外管理(統一あり、福祉のみ統一のみ)	1	1	5	2	1	10
5.住登外管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)	28	7	21	17	1	74
6.住登外管理(統一なし、個別)	18	26	23	19	8	94

n=1,432

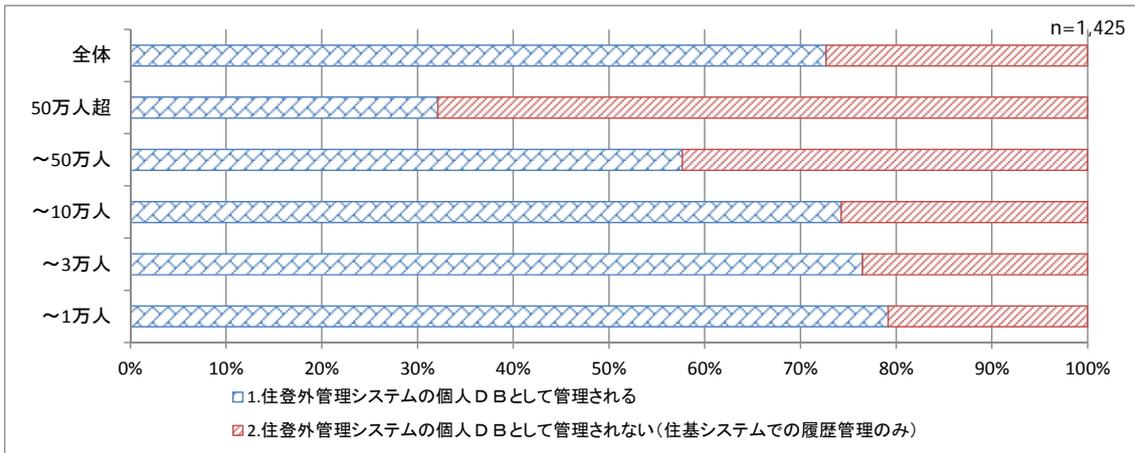
図 3-2-1 住登外管理の統一性と地方公共団体規模 (市町村)

**(住基システムで管理している住民の転出等があった(除票処理)場合の扱い)**

クロス集計結果を見ると、全体として7割を超える団体が、除票処理された場合に住登外管理システムの個人データベースとして管理されると回答している。

地方公共団体規模が大きくなるにつれて、除票された場合、管理されない(住基システムでの履歴管理のみ)と回答する団体の割合が高くなっている。

(設問 111) 住基システムで管理している住登者の転出等があった(除票処理)場合、その住登者のデータは、住登外管理システムの個人DBとして管理されますか。



住基システムで管理している住登者の 転出等があった(除票処理)場合の扱い	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.住登外管理システムの個人DBとして管理される	293	277	329	128	9	1036
2.住登外管理システムの個人DBとして管理されない(住基システムでの履歴管理のみ)	77	85	114	94	19	389

n=1,425

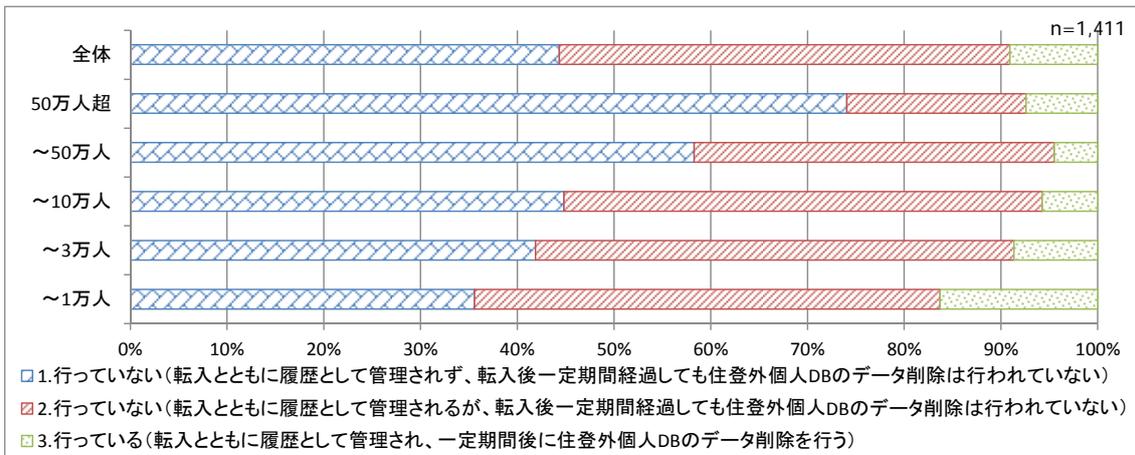
**図 3-2-2 住民の転出等があった場合の扱いと地方公共団体規模 (市町村)**

**(住登外管理がなされていた者が他市町村から転入した場合の扱い)**

元々住登外管理がなされている者が他市町村から転入した場合、住基データベースと住登外個人データベースでデータが重複しないよう、一定期間経過後に住登外個人データベースのデータ削除等を行っているかについては、全体としては約4.5割の市町村が履歴の管理とデータの削除を行わず、約4.5割が履歴管理を行いつつも、データ削除を行わないとしている。

地方公共団体規模が大きくなるにつれて、データ削除が行われていないと回答する団体の割合が高くなっている。

(設問 114) 元々住登外管理がなされている者が他市町村から転入した場合、住基 DB と住登外個人 DB でデータが重複しないよう、一定期間経過後に住登外個人 DB のデータ削除等を行っていますか。



元々住登外管理がなされている者が他市町村から転入した場合の取り扱い	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.行っていない(転入とともに履歴として管理されず、転入後一定期間経過後も住登外個人DBのデータ削除は行われていない)	131	150	195	130	20	626
2.行っていない(転入とともに履歴として管理されるが、転入後一定期間経過後も住登外個人DBのデータ削除は行われていない)	177	177	215	83	5	657
3.行っている(転入とともに履歴として管理され、一定期間後に住登外個人DBのデータ削除を行う)	60	31	25	10	2	128

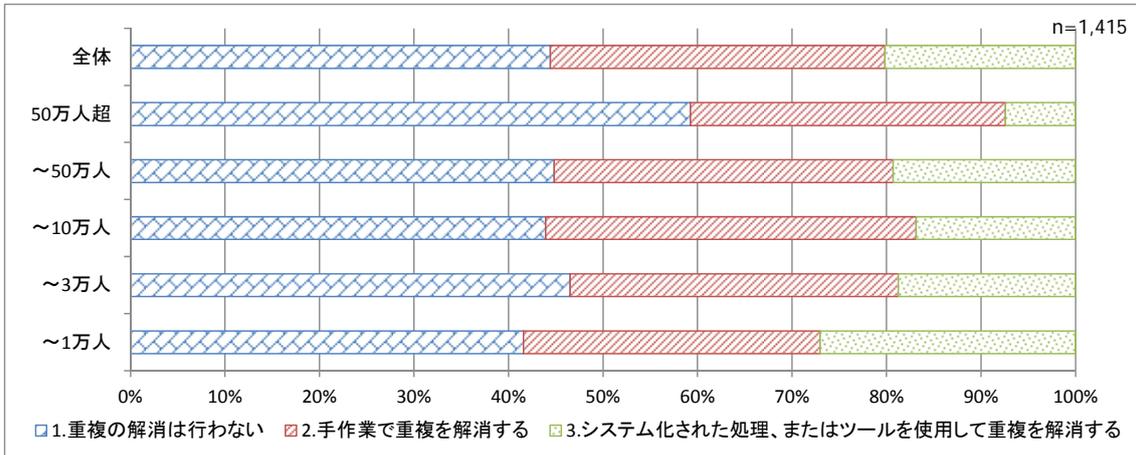
n=1,411

**図 3-2-3 住登外者が転入した場合の取扱いと地方公共団体規模 (市町村)**

### (住登外管理を行うデータベースに係る重複解消)

クロス集計結果を見ると、全体としては約4.5割の地方公共団体が住登外管理システムのデータベースにおいてデータの重複が発生した場合の扱いとして、その解消を行っていない。これは地方公共団体規模では大きな相違となっていない。

(設問 112) 住登外管理を行うデータベースにおいて、宛名の重複が発生した場合の処理についてお答えください。



住登外管理を行うデータベースに係る重複解消	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1. 重複の解消は行わない	151	169	193	100	16	629
2. 手作業で重複を解消する	114	126	172	80	9	501
3. システム化された処理、またはツールを使用して重複を解消する	98	68	74	43	2	285

n=1,415

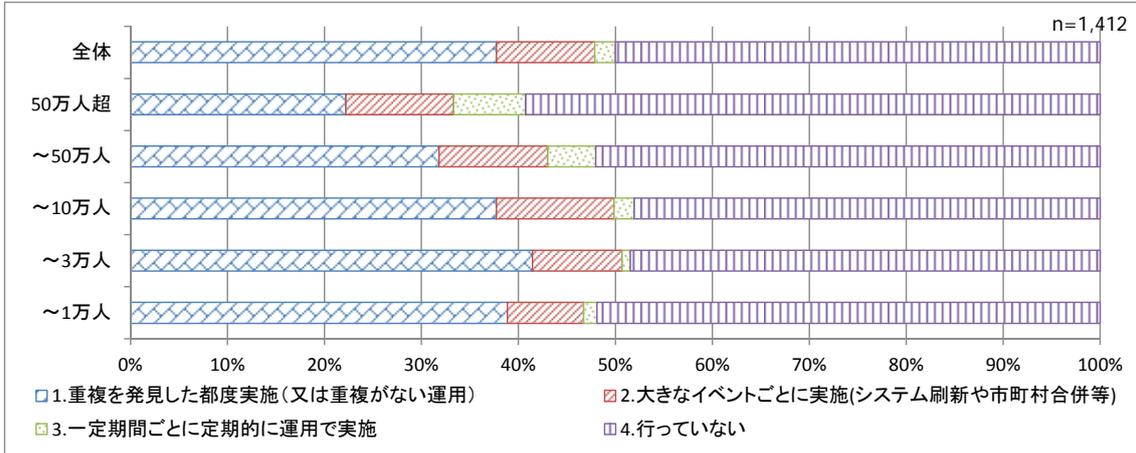
図 3-2-4 住登外管理を行うデータベースに係る重複解消と地方公共団体規模（市町村）

### (住登外管理におけるデータ・クレンジング)

クロス集計結果を見ると、全体としては約5割の市町村が重複した住登外管理データのデータ・クレンジングを行うとしている。

これは、地方公共団体規模で大きな相違となっていない。

(設問 116) 住登外管理におけるデータの重複の解消（データ・クレンジング）を行っていますか。



住登外管理におけるデータ・クレンジング	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.重複を発見した都度実施（又は重複がない運用）	143	148	165	71	6	533
2.大きなイベントごとに実施（システム刷新や市町村合併等）	29	33	53	25	3	143
3.一定期間ごとに定期的に運用で実施	5	3	9	11	2	30
4.行っていない	191	173	210	116	16	706

n=1,412

図 3-2-5 住登外管理におけるデータ・クレンジングと地方公共団体規模（市町村）

## イ 重複する個人データの整理に向けた対応の検討

「ア 現状の確認」を踏まえると、住登外管理におけるデータベース重複は、一定程度発生することは運用上避けられないものであると考えられるが、符号の取得が必要となる者について、重複する個人データの整理（データ・クレンジング）を実施し、また、宛名管理のデータベースの重複を抑えられるような宛名管理システムと中間サーバーとの連携の仕組みの構築に向けた対応が必要となるため、本節においてその対応等を具体例を含めて記載する。

一方で、住登外管理のデータベースの管理方法は市町村によって異なり、また、データ重複の形態も様々であると想定されるため、原則として重複する個人データの整理（データ・クレンジング）の方法は各市町村において、個別で検討せざるを得ないと考えられる。

なお、重複する個人データの整理（データ・クレンジング）の方法は、基本的に、団体の宛名管理及び住登外管理の統一性の現状に応じて、次のパターンに分かれることが想定される。

**表 3-2-3 団体の宛名管理及び住登外管理の統一性の現状に応じた重複する個人データの整理（データ・クレンジング）（対応例）**

項番	団体の宛名管理及び住登外管理の統一性の現状のパターン	対応例
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行、宛名管理及び住登外管理の統一性が高い団体 （宛名管理を特定の既存システムに集約させるパターン）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の宛名管理を行う既存システムのうち、宛名管理（統一）とする既存システムを決定し、そのシステムに宛名管理を集約する。 （宛名管理システムのデータベースは、個人番号：宛名番号（統一）＝1：1）</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行、宛名管理及び住登外管理の統一性が低い団体 （新たに宛名番号（統一）を振り出すシステム（統合宛名管理システム）を構築するパターン）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存システムのそれぞれの宛名管理はそのままとするが、統合宛名管理システムで、名寄せ、紐付け関係を管理し、宛名管理を集約する。 （宛名管理システムのデータベースは、個人番号：宛名番号（統一）：個別業務システムの宛名管理＝1：1：n）</li> </ul>

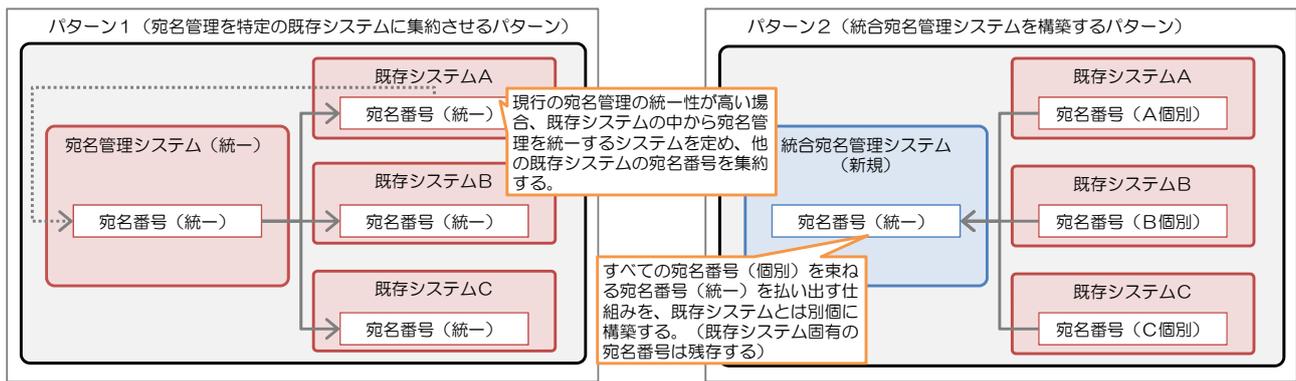


図 3-2-6 団体の宛名管理及び住登外管理の統一性の現状に応じた重複する個人データの整理（データ・クレンジング）（対応例）

市町村における住登外者のデータ・クレンジングの方法を、以下に例示する。

表 3-2-4 データ・クレンジングの対応例（市町村の住登外者の対応例）

項番	対応例
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民及び住登外者について、宛名管理システム（統一）を通じたシステム間連携で個人番号の紐付け又はそれぞれの連携先の社会保障・税の既存システムに個人番号を登録可能とするシステム改修を実施する。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名管理システム（統一）と社会保障・税の既存システムで、個人番号による名寄せ、紐付けを行う市内のシステム間連携を可能とするシステム改修を実施する。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>住登外管理が分野ごとに分かれている場合、社会保障・税のそれぞれのシステムで管理されている住登外管理の基本情報をそれぞれのシステムからデータ抽出する。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出されたデータをソートして取りまとめた「住登外管理マスタ（仮）」を作成する。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号利用開始後、「住登外管理マスタ（仮）」について、地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する。</li> <li>その際、突合ができないデータは、住基ネットCS端末で条件を変えて検索を行う等により、個人番号を特定する。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号が記録された「住登外管理マスタ（仮）」を、宛名管理システム（統一）と社会保障・税の既存システムに登録する。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名管理システム（統一）と社会保障・税の既存システムのシステム間連携によって、個人番号をキーとした名寄せを行い、宛名番号（統一）によって紐付ける。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存システムが中間サーバーとやり取りを行う場合は、宛名管理システム（統一）の宛名番号を利用する。</li> </ul>

### (3) 符号取得を行うシステム環境の整備

(本節では、主に「地方公共団体（都道府県、市町村）」を対象として検討を行う。)

情報保有機関においては、符号取得を行うためのシステム環境が整備される必要がある。

符号取得を行うためのシステム環境の整備は、番号制度導入に伴う情報連携のために全ての情報保有機関において同様の対応が必要となる、中間サーバー及びI Fシステムの新規設置に係る対応と、各情報保有機関の実態を踏まえて個別に行う既存システムの改修等の対応に分けられる。

一方で、現行、番号法案別表第二において情報連携の対象とされる事務や、管理する住民数（地方公共団体規模）等によってはシステム化の有無に差があることが、アンケート及びヒアリング調査結果から判明している。

現行でシステム化がなされていない業務についても、符号取得を行うためのシステム環境の整備に向けた対応が必要となるため、本節において、現状を踏まえつつ、対応等を具体例を含めて記載する。

市町村における符号取得を行うシステム環境の全体イメージを、以下に例示する。

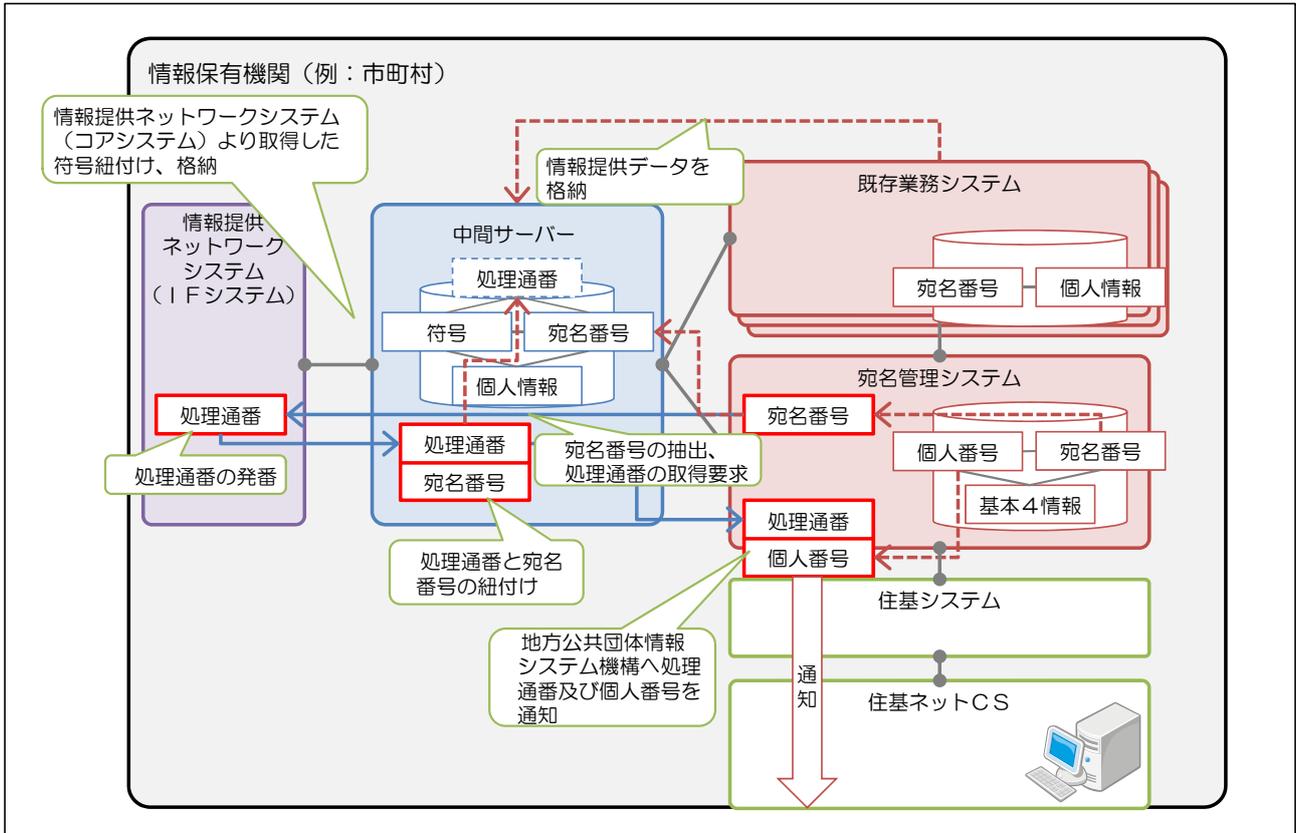


図 3-3-1 符号取得を行うシステム環境の全体イメージ (市町村)

表 3-3-1 符号取得を行うシステム環境を構成する要素 (市町村)

項番	要素	区分	内容	備考
1	住基システム	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の個人番号及び基本4情報を保有・管理し、宛名管理システムと情報連携する。</li> <li>住基ネットCSと接続し、既存システム(宛名管理システム)から通知された処理通番及び個人番号を、住基ネットCSを経由して、機構へ通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住基システムと住基ネットCSが物理的に接続していない場合、電子記録媒体等により連携されることが想定される。</li> </ul>
2	住基ネットCS	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>住基システムと接続し、宛名管理システムから住基システムを経由して通知される処理通番及び個人番号を、機構へ通知する。</li> </ul>	

項番	要素	区分	内容	備考
3	宛名管理システム	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 符号取得の対象となる個人の宛名番号に、個人番号及び基本4情報を紐付けて保有・管理する。</li> <li>• 中間サーバーと接続し、I Fシステムに対し、中間サーバーを経由して処理通番の発番要求を行う。</li> <li>• 住基システム及び住基ネットC Sを経由して、機構へ処理通番及び個人番号を通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 円滑な符号取得や符号による情報連携の実現のためには、ガイドラインのとおり、宛名管理（住登外管理を含む）は重複がないように整理されていることが原則的な取扱いとなる。</li> </ul>
4	既存業務システム	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人情報について、宛名番号単位に管理を行う。</li> <li>• 当該システムに格納されている個人情報について、情報提供者として情報提供が必要な範囲で、中間サーバー用の副本データを作成し、中間サーバーに提供する。</li> </ul>	
5	I Fシステム	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中間サーバーと接続し、宛名管理システムの求めに応じて、処理通番の発番を行う。</li> <li>• コアシステムより取得した符号を、中間サーバーに通知する。</li> </ul>	
6	中間サーバー	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発番された処理通番と宛名番号を紐付けて保存する。</li> <li>• 宛名管理システムとI Fシステムの電文は中間サーバーを経由することとなるため、宛名管理システム及びI Fシステムと接続し、双方のシステムのインターフェース機能を具備する。</li> <li>• I Fシステムを経由して、コアシステムより取得した符号を格納する。</li> </ul>	

続いて、都道府県における符号取得を行うシステム環境の全体イメージを、以下に例示する。

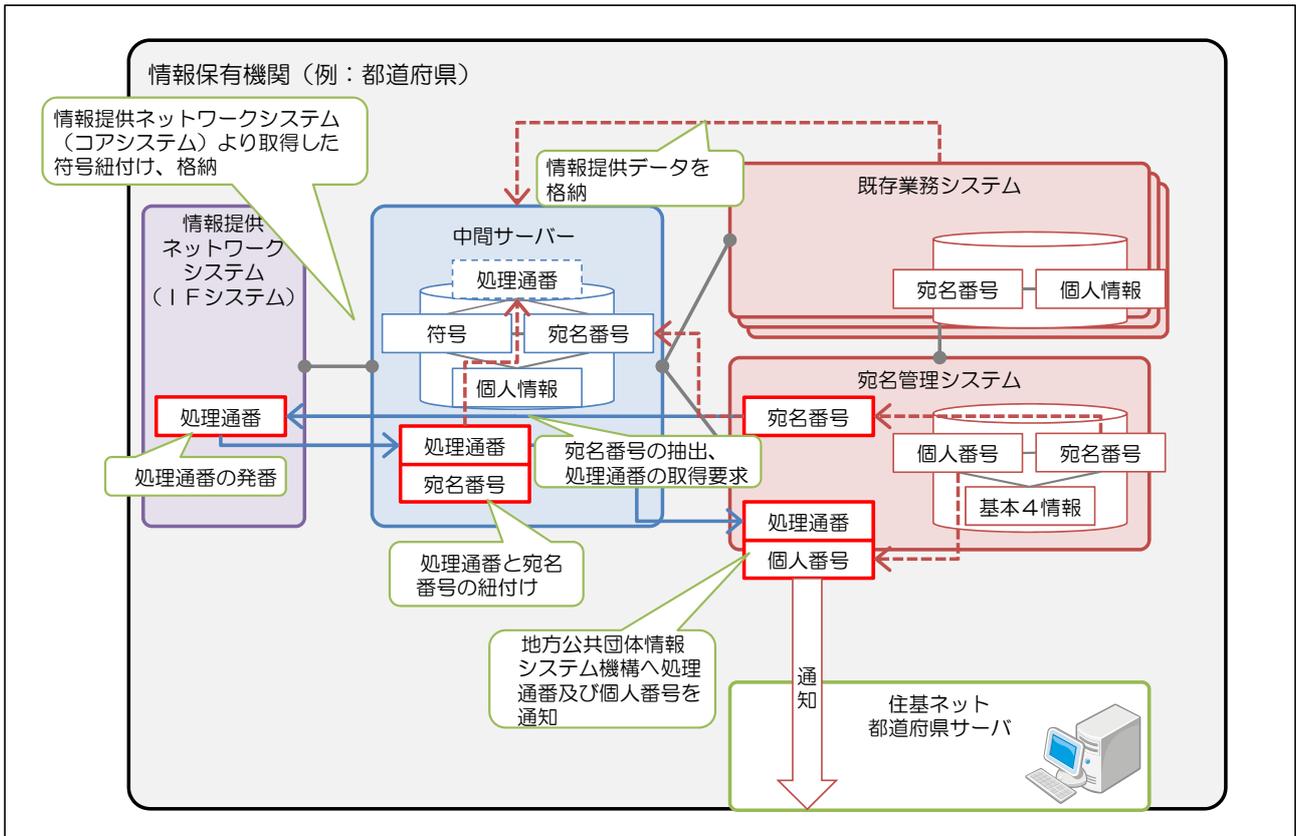


図 3-3-2 符号取得を行うシステム環境の全体イメージ (都道府県)

表 3-3-2 符号取得を行うシステム環境を構成する要素 (都道府県)

項番	要素	区分	内容	備考
1	住基ネット都道府県サーバ	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名管理システムから電子記録媒体等により通知される処理通番及び個人番号を、機構へ通知する。</li> </ul>	

項番	要素	区分	内容	備考
2	宛名管理システム	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 符号取得の対象となる個人の宛名番号に、個人番号及び基本4情報を紐付けて保有・管理する。</li> <li>• 中間サーバーと接続し、I Fシステムに対し、中間サーバーを経由して処理通番の発番要求を行う。</li> <li>• 住基ネット都道府県サーバを経由して、機構へ、電子記録媒体等により処理通番及び個人番号を通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 円滑な符号取得や符号による情報連携の実現のためには、ガイドラインのとおり、宛名管理は重複がないように整理されていることが原則的な取扱いとなる。</li> </ul>
3	既存業務システム	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村と同様。</li> </ul>	
4	I Fシステム	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村と同様。</li> </ul>	
5	中間サーバー	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村と同様。</li> </ul>	

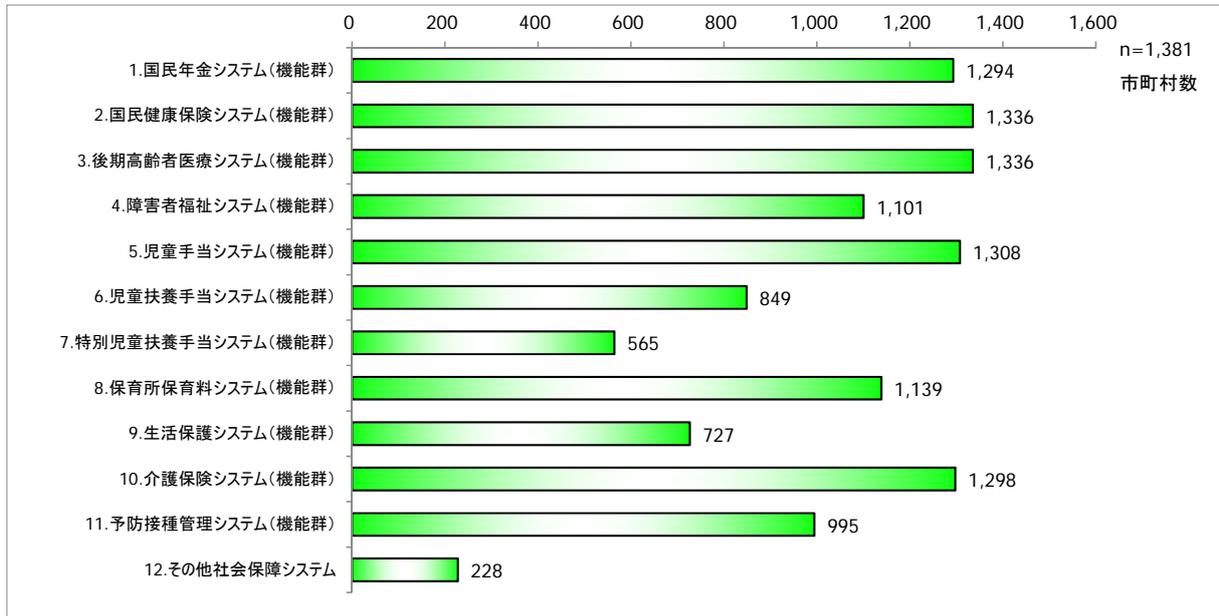
## ア 現状の確認

アンケート調査結果及びヒアリング調査結果等を踏まえると、地方公共団体の業務・システムの現状は、管理する住民数（地方公共団体規模）等によってはシステム化の有無に差があり、概して、以下のような現状にあると分析できる。

表 3-3-3 アンケート／ヒアリング調査結果（概括）

項番	事由
1	<ul style="list-style-type: none"><li>地方公共団体規模が10万人～20万人規模以下である場合、包括的なパッケージ・システム（ノンカスタマイズパッケージを含む）が設計開発事業者（ベンダ）から供給され、導入されており、そのような地方公共団体においては、宛名管理が統一され、またシステム化されている業務・システム領域が広い。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>社会保障分野のうち、生活保護、児童扶養手当、その他社会保障等においては、現状システムがスタンドアロンで稼働している、Excel、Access（© Microsoft）等の汎用ソフトウェアで管理されている、又はシステムが全くない（紙台帳による管理を含む）地方公共団体がある。</li></ul>

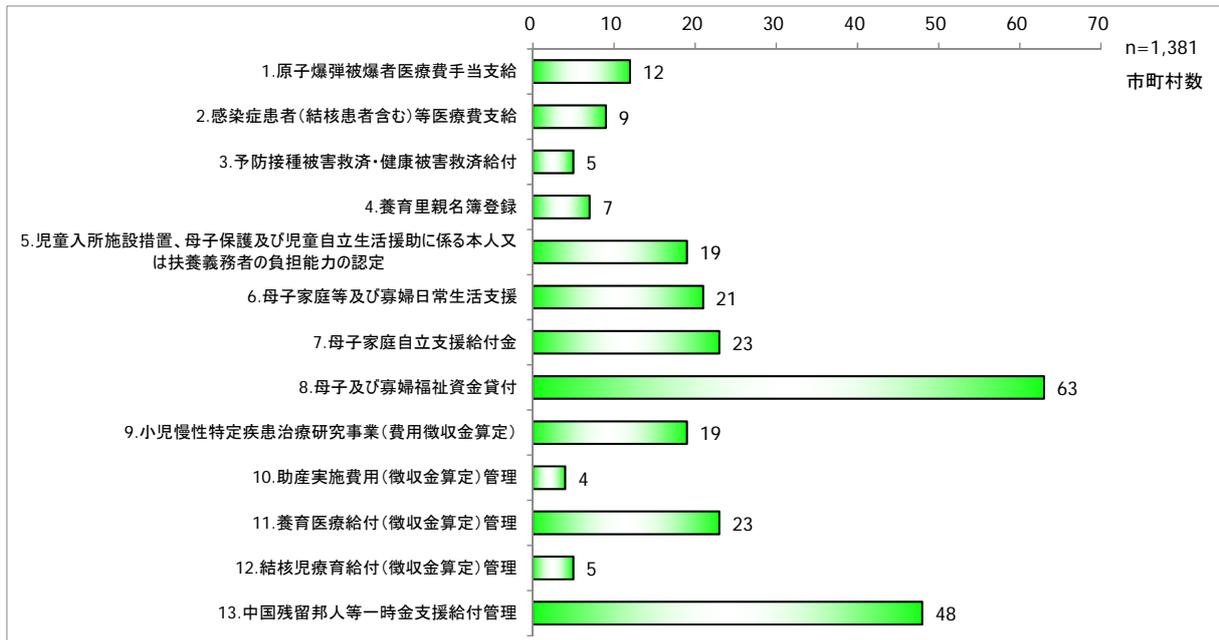
(設問 49) システム化されている又はシステム管理されている ((C) Microsoft Access、Excel など汎用ソフトウェアによる管理や紙管理などはここでいうシステム化及びシステム管理に含まない) 社会保障システム (機能群) をお答えください。(複数回答)



システム化されている又はシステム管理されている社会保障システム(複数回答)	回答数	標本数に占める割合(%)
1.国民年金システム(機能群)	1,294	93.7%
2.国民健康保険システム(機能群)	1,336	96.7%
3.後期高齢者医療システム(機能群)	1,336	96.7%
4.障害者福祉システム(機能群)	1,101	79.7%
5.児童手当システム(機能群)	1,308	94.7%
6.児童扶養手当システム(機能群)	849	61.5%
7.特別児童扶養手当システム(機能群)	565	40.9%
8.保育所保育料システム(機能群)	1,139	82.5%
9.生活保護システム(機能群)	727	52.6%
10.介護保険システム(機能群)	1,298	94.0%
11.予防接種管理システム(機能群)	995	72.0%
12.その他社会保障システム	228	16.5%

図 3-3-3 社会保障に係る事務のシステム化の程度 (アンケート調査結果) (市町村) (1/2)

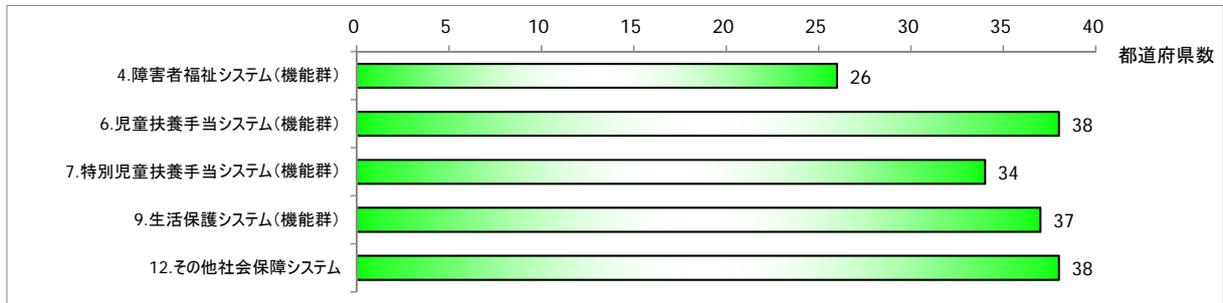
(設問 50) 前項で「その他社会保障システム」を選択された場合、具体的なシステム（機能群）をお答えください。（複数回答）



システム化されている又はシステム管理されている社会保障システム（複数回答）	回答数	標本数に占める割合（%）
1.原子爆弾被爆者医療費手当支給	12	0.9%
2.感染症患者（結核患者含む）等医療費支給	9	0.7%
3.予防接種被害救済・健康被害救済給付	5	0.4%
4.養育里親名簿登録	7	0.5%
5.児童入所施設措置、母子保護及び児童自立生活援助に係る本人又は扶養義務者の負担能力の認定	19	1.4%
6.母子家庭等及び寡婦日常生活支援	21	1.5%
7.母子家庭自立支援給付金	23	1.7%
8.母子及び寡婦福祉資金貸付	63	4.6%
9.小児慢性特定疾患治療研究事業（費用徴収金算定）	19	1.4%
10.助産実施費用（徴収金算定）管理	4	0.3%
11.養育医療給付（徴収金算定）管理	23	1.7%
12.結核児療育給付（徴収金算定）管理	5	0.4%
13.中国残留邦人等一時金支援給付管理	48	3.5%

図 3-3-4 社会保障に係る事務のシステム化の程度（アンケート調査結果）（市町村）（2/2）

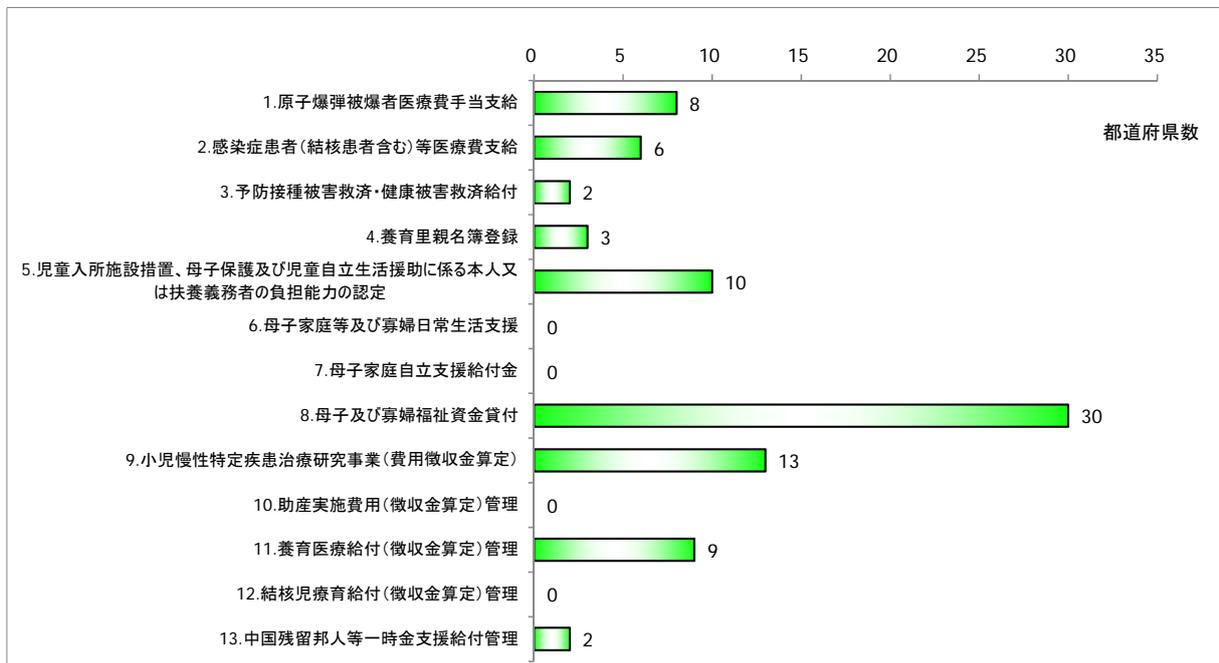
(設問 49) システム化されている又はシステム管理されている ((C) Microsoft Access、Excel など汎用ソフトウェアによる管理や紙管理などはここでいうシステム化及びシステム管理に含まない) 社会保障システム (機能群) をお答えください。(複数回答)



システム化されている又はシステム管理されている社会保障システム(複数回答)	回答数	標本数に占める割合(%)
4.障害者福祉システム(機能群)	26	61.9%
6.児童扶養手当システム(機能群)	38	90.5%
7.特別児童扶養手当システム(機能群)	34	81.0%
9.生活保護システム(機能群)	37	88.1%
12.その他社会保障システム	38	90.5%

図 3-3-5 社会保障に係る事務のシステム化の程度 (アンケート調査結果) (都道府県) (1/2)

(設問 50) 前項で「その他社会保障システム」を選択された場合、具体的なシステム（機能群）をお答えください。（複数回答）



システム化されている又はシステム管理されている社会保障システム（複数回答）	回答数	標本数に占める割合（%）
1.原子爆弾被爆者医療費手当支給	8	19.0%
2.感染症患者（結核患者含む）等医療費支給	6	14.3%
3.予防接種被害救済・健康被害救済給付	2	4.8%
4.養育里親名簿登録	3	7.1%
5.児童入所施設措置、母子保護及び児童自立生活援助に係る本人又は扶養義務者の負担能力の認定	10	23.8%
6.母子家庭等及び寡婦日常生活支援	0	0.0%
7.母子家庭自立支援給付金	0	0.0%
8.母子及び寡婦福祉資金貸付	30	71.4%
9.小児慢性特定疾患治療研究事業（費用徴収金算定）	13	31.0%
10.助産実施費用（徴収金算定）管理	0	0.0%
11.養育医療給付（徴収金算定）管理	9	21.4%
12.結核児療育給付（徴収金算定）管理	0	0.0%
13.中国残留邦人等一時金支援給付管理	2	4.8%

図 3-3-6 社会保障に係る事務のシステム化の程度（アンケート調査結果）（都道府県）（2/2）

## イ 未電算業務への情報連携に向けた対応

「ア 現状の確認」のとおり、地方公共団体には、現行でシステム化がなされていない業務が一定程度存在する。

番号法案別表第二では、現行でシステム化がなされていない団体のある業務を含めて、情報連携の対象とされているため、地方公共団体においては、システム化されていない業務についても、情報連携に向けた対応が必要になる。

ただし、システム化がなされていない社会保障分野の業務において、情報提供又は情報照会のために、新たに業務システムを導入すると、相当の経費負担が発生し、地方公共団体の規模や、既存業務の分野によっては、費用対効果が望めないことが懸念される。

このような課題への対応として、分野横断的に情報提供データを中間サーバーに格納する機能として、「中間サーバー接続端末」を設けることが考えられる。

当該機能により、特に、未電算である業務や、住民数が少ない地方公共団体についてはこの端末の利用で済ませることが費用対効果の観点で合理的となり得るが、運用や端末管理などの課題も生じる。

また、そのような地方公共団体の未電算業務でも、情報照会を受けるための符号初期取得が最低限必要になることに留意する。

#### (4) 符号の取得及び突合

符号の取得及び突合は、情報連携開始前（符号初期取得時）に一斉に行う場合と、情報連携開始後に適宜行う場合（一斉取得後、新たに符号取得が必要となる場合を含む）とで対応が異なることが想定される。

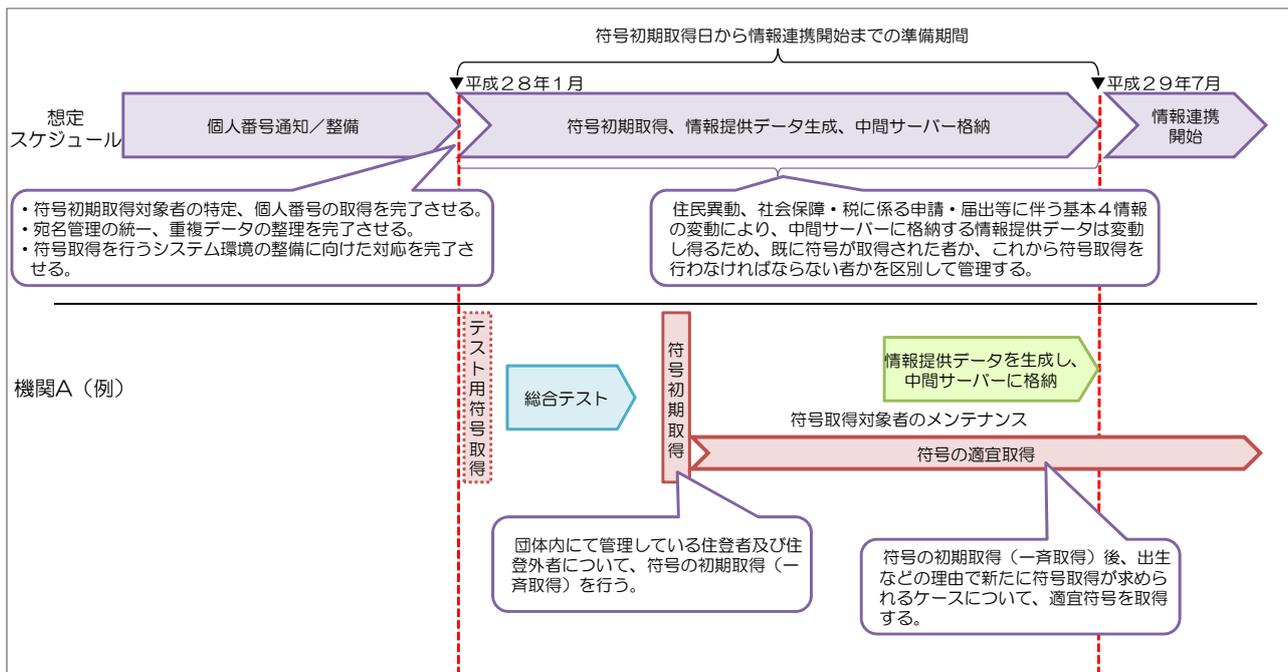


図 3-4-1 符号一斉取得と適宜取得

本節では、符号取得の一連の手続きを踏まえ、それぞれの符号取得方式の相違点を整理し、対応等を具体例を含めて記載する。

## ア 符号一斉取得（符号初期取得）と適宜取得の取得方式等の相違

符号の取得にあたり、一斉取得する場合と適宜取得する場合とで想定される取得方式等の相違を、以下で整理する。

表 3-4-1 符号一斉取得（符号初期取得）と適宜取得の取得方式等の相違

	一斉取得	適宜取得
取得時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号取得後、情報連携開始までの期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携開始後 (符号一斉取得後、新たに符号取得が必要となる場合)</li> </ul>
取得契機	<ul style="list-style-type: none"> <li>符号初期取得日の到来 ※符号初期取得日は、処理を行う情報保有機関が相当な機関数になることから、情報保有機関ごとに異なることが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会を行おうとする際に、その対象となる個人の符号が取得されていない時。</li> <li>転入等の住民異動等により、情報提供者が情報提供データを中間サーバーに格納しようとする際に、その対象となる個人の符号が取得されていない時。</li> </ul>
取得単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の単位でまとめて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の単位でまとめて、又は個人単位</li> </ul>
取得対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携開始時までに、情報提供／照会の対象となる個人。<u>(特に、情報提供の対象となる個人)</u> (注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供／照会の対象となる個人。</li> </ul>
符号取得要求時の情報保有機関と機構との連携手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信回線（バッチ処理）又は電子記録媒体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信回線（オンライン又はバッチ処理）又は電子記録媒体</li> </ul>
符号取得時の情報保有機関と情報提供ネットワークシステムとの連携手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信回線又は電子記録媒体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信回線</li> </ul>
符号取得済チェックの必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉取得が複数回行われる場合必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要</li> </ul>

(注) 情報連携開始時までに、符号の取得を要する市町村の住登外者や都道府県の住民の範囲等は、今後の府省の検討内容を踏まえる必要がある。

## イ 必要となる対応

「ア 符号一斉取得（符号初期取得）と適宜取得の取得方式等の相違」を踏まえ、一斉取得時と適宜取得時における対応等を、以下に例示する。

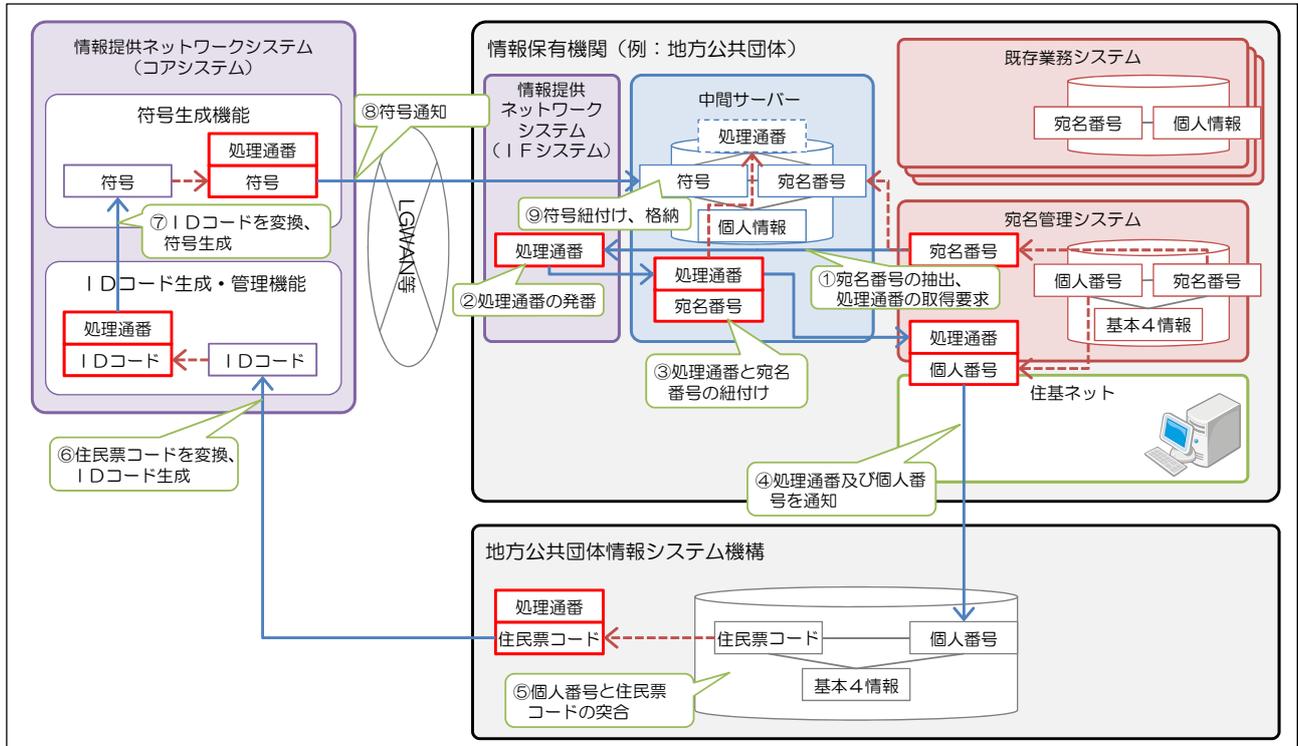


図 3-4-2 符号取得の流れ(全体イメージ)

表 3-4-2 フローの説明 (図 3-4-2)

項番	内容	一斉取得	適宜取得
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名管理システムにおいて、符号取得の対象となる個人の宛名番号を抽出する。</li> <li>抽出した宛名番号を基に、I Fシステムに対し、中間サーバーを経由して処理通番の発番要求を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名番号の抽出は、バッチ処理（又は手作業）により一定の単位でまとめて抽出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名番号の抽出は、バッチ処理又はオンライン要求により、一定の単位でまとめて又は個人単位で抽出する。</li> <li>宛名管理システムで、個人の宛名番号を確認した上で、中間サーバーに対し、処理通番の発番要求を行おうとしている宛名番号について、符号が既に払い出されているかの判定依頼を行い、払い出し済みであった場合、当該宛名番号に対応する符号は取得しないよう、アプリケーション上で制御する。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>I Fシステムにおいて、宛名管理システムの要求に基づいて処理通番を発番する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉取得と適宜取得で対応に相違なし。</li> </ul>	
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーにおいて、発番された処理通番と宛名番号を紐付けて保存する。</li> <li>中間サーバーは、紐付けられた処理通番と宛名番号を宛名管理システムに送付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉取得と適宜取得で対応に相違なし。</li> </ul>	
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名管理システムにおいて、取得した処理通番及び宛名番号に紐付く個人番号を基に、機構へ符号の取得要求を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住基ネットと機構との連携は、電気通信回線（バッチ処理）又は電子記録媒体により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住基ネットと機構との連携は、電気通信回線（オンライン又はバッチ処理）又は電子記録媒体により行う。</li> </ul>

項番	内容	一斉取得	適宜取得
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構にて個人番号と住民票コードの突合を行い、取得した住民票コードを処理通番と紐付けてコアシステムへ送付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉取得と適宜取得で対応に相違なし。</li> </ul>	
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>コアシステムにおいて、取得した住民票コードを変換し、IDコードを生成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉取得と適宜取得で対応に相違なし。</li> </ul>	
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>コアシステムにおいて、IDコードを変換し、符号を生成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉取得と適宜取得で対応に相違なし。</li> </ul>	
⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>コアシステムにおいて、生成した符号を処理通番とともに中間サーバーへ送付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>符号の受領は、電気通信回線又は電子記録媒体により行われることが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>符号の受領は、電気通信回線により行われることが想定される。</li> </ul>
⑨	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーにおいて、処理通番によって宛名番号と符号を紐付け、格納する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉取得と適宜取得で対応に相違なし。</li> </ul>	

## (5) 情報連携開始までの運用

### ア 情報保有機関において必要な準備期間

符号取得開始から情報連携の開始までは一定程度の準備期間が確保されることが想定されるため、当該準備期間は中間サーバーと既存システムのデータの整合性確保に配慮した運用が必要になる。

表 3-5-1 符号初期取得開始から情報連携の開始までに準備期間が確保される理由

項番	理由
1	<ul style="list-style-type: none"><li>情報提供ネットワークシステムとその情報連携について、総合テストを行う必要があり、また同テストは、対象機関が相当な機関数になる（約1,800の地方公共団体及び国の機関が対象となる）ことから、符号初期取得開始から情報連携の開始までの準備期間は機関ごとに異なること。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>地方公共団体は符号初期取得後、符号初期取得結果を検証する必要があるが、地方公共団体が保有する基本情報の整備状況によっては、同検証に時間を要する団体があると想定されることから、符号初期取得開始から情報連携の開始までの準備期間を一定程度確保する必要があること。</li></ul>

## イ 符号初期取得から情報連携開始までの期間における対応

符号初期取得（一斉取得）から情報連携開始までの間に、符号取得対象者の情報が変動した場合、中間サーバーに格納された情報との整合性を確保する（同期をとる）必要があるため、本節においてその対応等を具体例を含めて記載する。

### (7) 符号の初期取得前後で必要となる対応

符号初期取得（一斉取得）から情報連携開始までの期間において、地方公共団体側で必要となる対応を、符号初期取得（一斉取得）前と符号初期取得後とに分けて整理する。

表 3-5-2 地方公共団体側において符号の初期取得前後で必要となる対応

タイミング	対応	備考
初期取得（一斉取得）前	<ul style="list-style-type: none"> <li>符号初期取得対象者（住登外者を含む）の洗い出しや特定を行い、当該個人の個人番号の取得を完了させる。</li> </ul>	※本報告「2(1)符号の取得にあたり必要となる対応の整理」を参照
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーで取扱われる宛名番号と符号は1対1で紐付く必要があるため、宛名番号の統一に向けた対応及び宛名管理システムの重複データの整理（データ・クレンジング）を完了させる。</li> </ul>	※本章「(2) 重複する個人データの整理（データ・クレンジング）」を参照
	<ul style="list-style-type: none"> <li>符号取得を行うシステム環境の整備（中間サーバーの設置、宛名管理システムと中間サーバーの情報連携、宛名管理システムと住基システムとの情報連携（市町村）、住基システムと住基ネットCSとの情報連携（市町村）等）に向けた対応を完了させる。</li> </ul>	※本章「(3) 符号取得を行うシステム環境の整備」を参照
初期取得後	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供の対象となる個人は、符号初期取得後においても住民異動、社会保障・税に係る申請・届出等により変動するため、既に符号が取得された者か、これから符号取得を行わなければならない者かを区別して管理する。</li> </ul>	※本章「(4) 符号の取得及び突合」を参照

地方公共団体において必要になる対応の全体像を、以下の「図 3-5-1 符号取得後、情報連携開始までの期間において必要となる対応の流れ（イメージ）」に整理する。

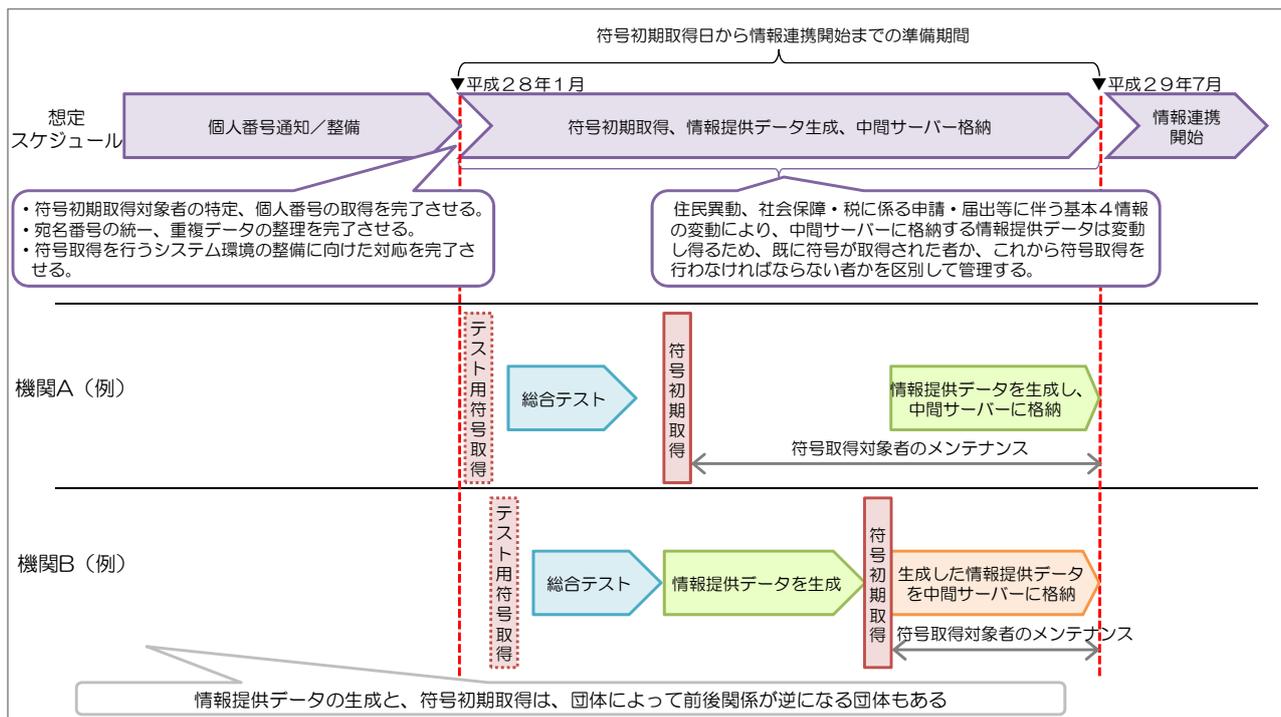


図 3-5-1 符号取得後、情報連携開始までの期間において必要となる対応の流れ(イメージ)

なお、情報提供データの生成と、符号初期取得は、団体によって対応のタイミングが前後する場合があります。

表 3-5-3 フローの説明 (図 3-5-1)

項番	期間	対応
1	個人番号の通知／整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>符号初期取得対象者の特定・個人番号の取得を完了させる。</li> <li>宛名管理の統一、重複データの整理を完了させる。</li> <li>符号取得を行うシステム環境の整備に向けた対応を完了させる。</li> </ul>

項番	期間	対応
2	符号初期取得、情報提供データ生成、中間サーバー格納 （符号初期取得日から情報連携開始までの準備期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住民異動、社会保障・税に係る申請・届出等に伴う基本4情報の変動により変動するため、既に符号が取得された者か、これから符号取得を行わなければならない者かを区別して管理する。</li> <li>• テスト用の符号を取得し、テスト用の符号によって総合テストを実施する。</li> <li>• 符号の初期取得（一斉取得）は、全国の対象機関について順次行われることが想定され、情報提供データの生成と、符号初期取得は、機関によって前後することも想定される。</li> <li>• 符号の初期取得後は、出生等の事由により、適宜符号を取得する。この適宜の符号取得は、情報連携開始後も同様である。</li> </ul>

## (イ) 符号取得対象者のメンテナンス例

符号取得対象者のメンテナンスの参考例を、以下に示す。

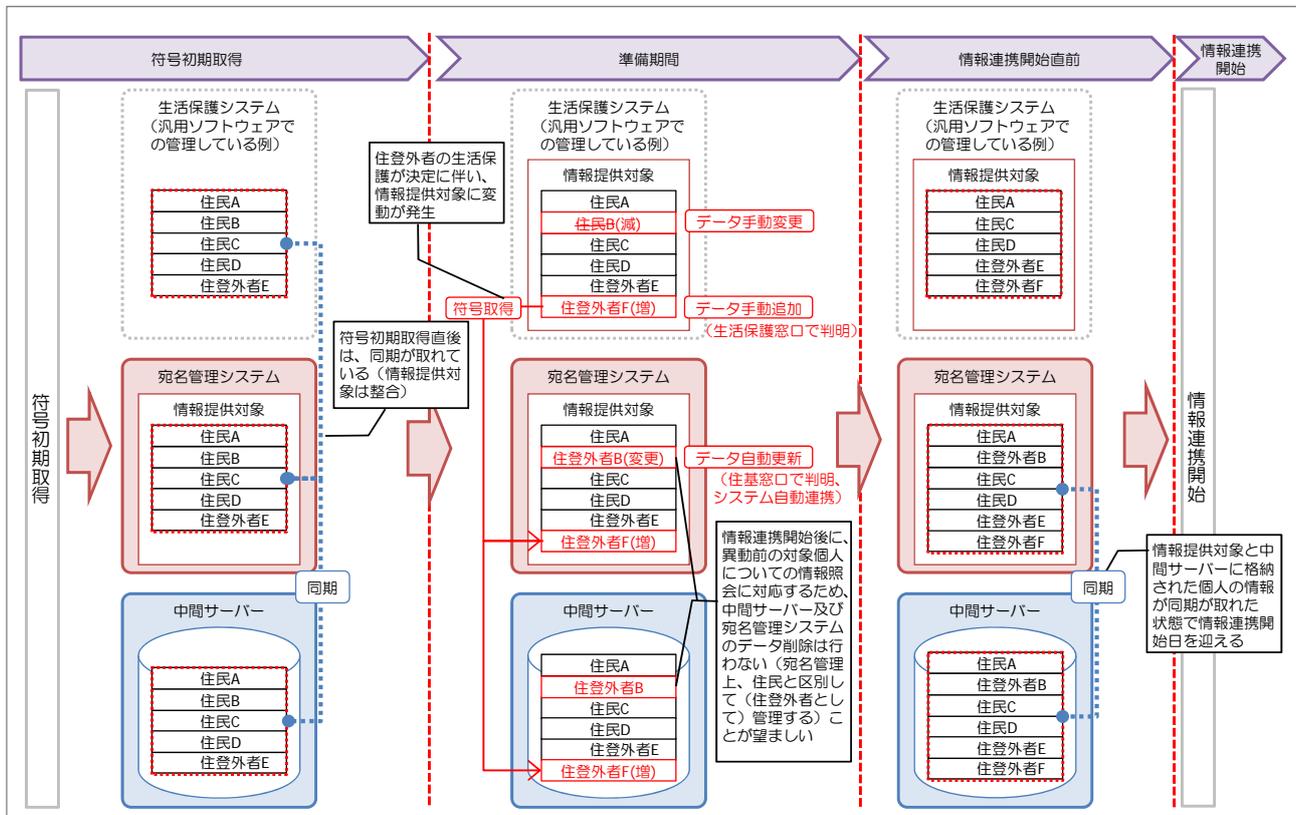


図 3-5-2 符号取得対象者のメンテナンス（参考例）

表 3-5-4 フローの説明（図 3-5-2）

項番	対応	内容	備考
1	符号初期取得 (一斉取得)		
2	符号初期取得日から情報連携開始までの準備期間のデータの整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>符号取得（一斉取得）後に転入があった場合や、情報連携対象となる住登外者が発生した場合、符号を適宜取得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>符号取得後の転出等の除票処理対象者は、情報連携開始後に異動前の対象個人についての情報照会に対応するため、中間サーバー及び宛名管理システムのデータ削除は行わない（宛名管理上、住民と区別して、住登外者として管理される）ことが想定される。（注）</li> </ul>

項番	対応	内容	備考
3	情報連携開始直前のデータの整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供側の既存システム等において、正本と副本のデータの整合性を確保する（汎用ソフトウェアで管理されるデータの整合性を含む）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携開始直前にシステムの静止点を設け、項番 2 の作業を完了させる。</li> </ul>
4	情報連携開始後のデータの整合性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供側の既存システム等において、正本と副本のデータの整合性を確保する必要があることは、項番 3 と同様。</li> </ul>	

(注) 情報連携開始時まで、符号の取得を要する市町村の住登外者や都道府県の住民の範囲等は、今後の府省の検討内容を踏まえる必要がある。

また、情報連携開始時まで中間サーバーに格納する情報提供データは、各業務分野で過去何年分とするか等についても、今後の府省の検討内容を踏まえる必要がある。

## (6) 符号の再取得

情報保有機関の統廃合等により機関コードが変更されると、それに伴って符号を再取得する必要が生じ、情報提供データも再作成する取扱いとなることが想定される。

情報保有機関の統廃合等が生じると、既存システム、特に宛名管理システムのデータ移行等が発生し得るが、そのような正本データの変動に伴い、副本データである中間サーバーのデータのメンテナンス等の対応が必要となるため、本節においてその対応等を検討する。

(注) なお、住民票コードの変更や個人番号の変更があっても、符号の再取得を行う必要はない。

### (符号の再取得が必要になるイベント)

符号の再取得が発生するイベントとしては、次表のイベントがあげられる。

表 3-6-1 符号の再取得が必要となるイベント

イベント	機関コードの変更 (行政機関の統廃合、医療保険者の統廃合等)	符号生成アルゴリズムの暗号危殆化等の対応
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 符号は機関ごとに作成されるため、機関の統廃合等により機関コードが変更されると、それに伴い符号も変更されることが原則的な取扱いとならざるを得ない。</li> <li>• 個人番号はその性質上、機関コードの変更に伴い変更されるものではないことから、個人番号により符号を取得し直すことになる。</li> <li>• 符号の再取得に伴い、中間サーバーで保有・管理される情報提供データも、作成し直すことになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報提供ネットワークシステムにおける符号生成アルゴリズムの暗号危殆化（安全性のレベルが低下）等の対応で、全ての情報保有機関において、符号の再取得が必要になることも想定される。</li> </ul>
符号再取得の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 機関コードの変更がなされた情報保有機関における、情報提供の対象となる個人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全ての情報保有機関における、情報提供／照会の対象となる個人</li> </ul>

### (機関コードの変更の対応)

情報保有機関の統廃合等が生じ、機関コードが変更された場合の対応等の検討過程を以下に記載する。

対応策として次が挙げられた。

(対応策 1) 符号を再取得することとなった場合、中間サーバーに格納する情報提供データも再作成する。

(対応策 2) 符号を再取得することとなった場合、中間サーバーに格納する情報提供データを再作成せず、中間サーバーの符号、宛名番号(統一)と情報提供データの対応関係(対応テーブル)をメンテナンスする。

また、対応策 1 については、次の補完策を追加することも挙げられた。

(補完策) 機関の統廃合等の対応においては、運用上、統廃合機関の機関コードを変更せず、機関の統廃合前の中間サーバーを継続して使用する。

上記の対応策(補完策を含む)のメリット・デメリットの一覧を以下のとおり整理した。

表 3-6-2 機関コードの変更(機関の統廃合等)の対応策とメリット、デメリット

対応策	対応策 1	対応策 2
内容	符号を再取得することとなった場合、中間サーバーに格納する情報提供データも再作成する。	符号を再取得することとなった場合、中間サーバーに格納する情報提供データを再作成せず、中間サーバーの符号、宛名番号(統一)と情報提供データの対応関係(対応テーブル)をメンテナンスする。
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>紐付け誤りが発生するリスクを低減する。</li><li>「原本たる既存システム」の個人情報の「副本」という情報提供データの原則に適合し、両者の整合性が保たれる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>再作成することなく過去分(機関コード変更前)を含めた情報提供データを引き継ぐことができる。</li></ul>

対応策	対応策 1	対応策 2
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去分（機関コード変更前）の情報提供データの再作成負荷が高くなる。</li> <li>再作成が遅れた場合、情報提供を行えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紐付け誤りが発生するリスクがある（紐付け誤りによって、情報照会者が行政行為を誤るリスクがある）。</li> <li>「原本たる既存システム」の個人情報と「副本」という関係の整合性が保たれないリスクがある。</li> </ul>
補完策	<ul style="list-style-type: none"> <li>補完策として、機関の統廃合等の対応において、運用上、機関コードを変更せず、機関の統廃合前の中間サーバーを継続して使用することで、過去分（機関コード変更前）の情報提供データも提供可能とする（ただし、補完策が制度上許容されるかについて検討が必要）。</li> </ul>	—
定性的評価	○ (補完策の有無に関わらない。)	△

### (対応策 1 を実施する場合の流れ)

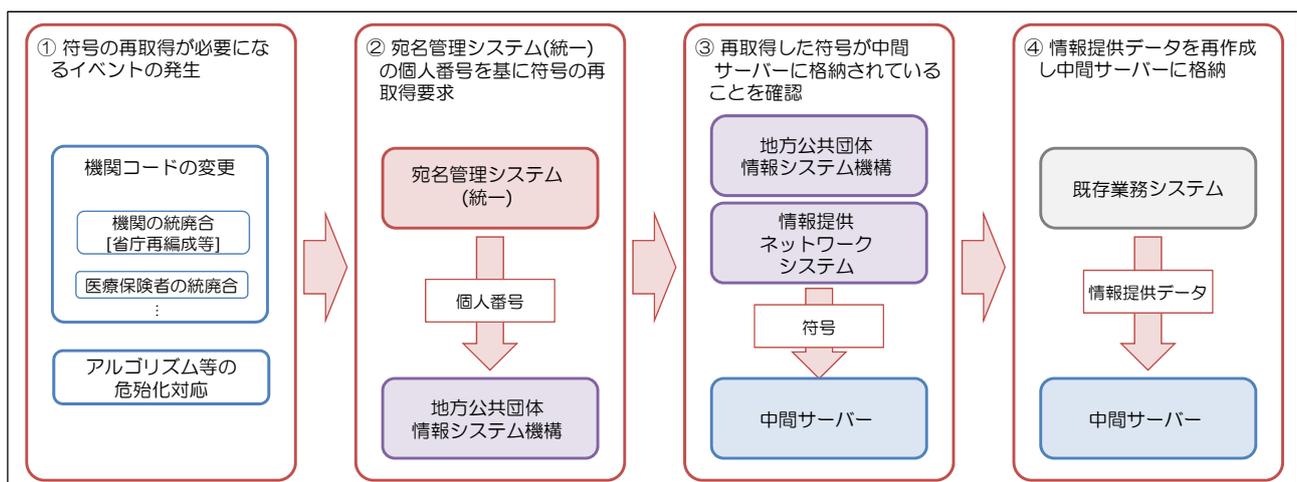
対応策 1 は、符号の再取得が必要となるイベントが発生した場合、宛名管理システム（統一）の個人番号を用いて符号を再取得し、再取得された符号が中間サーバーに格納されていることを確認した上で、情報提供データを再作成し、符号に紐付けて保有・管理するものである（「図 3-6-1 対応策 1 を実施する場合の手続き」を参照）。

ただし、過去分の情報提供データについて、どこまで再作成するかといった、情報照会者に対するサービス・レベル等を検討する上で考慮を要する事項がある。

(注) 中間サーバーに格納する情報提供データは、各業務分野で過去何年分とするか等についても、今後の府省の検討内容を踏まえる必要がある。

例えば、中間サーバーで保有・管理する情報提供データを、住基ネットのデータの保有・管理（住民の情報は変更が生じても削除せず履歴として蓄積）と同じ取扱いとした場合、機関の統廃合等が発生した場合においても、中間サーバーに格納されている情報提供データの履歴を全て引き継ぐ必要があるが、その場合、情報提供者における機関の統廃合等に係る作業量が大きくなると考えられる。

ガイドラインによると、中間サーバーの情報提供データは「原本たる既存システム」の個人情報の「副本」と位置付けられていることから、「原本たる既存システム」の情報保有状況や情報保存年限を踏まえ、機関コードの変更前の情報についても、履歴を含めて「原本たる既存システム」の個人情報の「副本」として再作成し、変更後の符号に紐付けて中間サーバーで管理することが考えられる。



(注) 符号取得方式については、「(4) 符号の取得及び突合」を参照。

図 3-6-1 対応策 1 を実施する場合の手続き

表 3-6-3 フローの説明 (図 3-6-1)

項番	内容	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 符号の再取得が必要となるイベントの発生を検知する。</li> </ul>	<p>機関コードの変更以外のイベントとしては、機関の統廃合やアルゴリズムの危殆化対応等が想定される。</p>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宛名管理システム (統一) の個人番号を基に、機構に対して符号の再取得を要求する。</li> </ul>	
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報提供ネットワークシステムを通じて、機構より取得した符号が、中間サーバーへ格納されていることを確認する。</li> </ul>	
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報提供の対象となる個人について、符号に紐付く情報提供データを再作成し、中間サーバーへ格納する。</li> </ul>	